

平成16年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス
代 表 者 名 代表取締役社長 和 田 洋 一
(コード番号 9684 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 佐 々 木 通 博
(TEL. 03 - 5333 - 1555)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成16年5月20日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成16年6月19日開催予定の第24回定時株主総会に付議することを下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社の取締役及び従業員、並びに当社子会社SQUARE ENIX U.S.A., INC.、SQUARE ENIX EUROPE LTD.及びUIEvolution, Inc.の取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役及び従業員、並びに当社子会社SQUARE ENIX U.S.A., INC.、SQUARE ENIX EUROPE LTD.及びUIEvolution, Inc.の取締役及び従業員に割当てするものとします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式600,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

6,000個を上限とする。

(新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前3ヶ月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

対象者は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員、並びに当社子会社 SQUARE ENIX U.S.A., INC.、SQUARE ENIX EUROPE LTD.及びUIEvolution, Inc.の取締役及び従業員のいずれかの地位を有していることを要する。

対象者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めない。

当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約で、権利行使期間中の各年(7月1日から6月30日までの期間)において権利行使できる新株予約権の個数の上限、又は新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の上限を定めることができるものとする。

その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合、その新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注)上記の内容については、平成16年6月19日開催予定の第24回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。